

地域と行政のパイプ役

『京都市農政協力員』誕生

京都市では地域の実情を適確に把握し、よりよい農業施策を推進するため、7月1日から新たに「京都市農政協力員」を設置しました。

厳しい農業情勢の下で効率的・効果的に施策を推進するためには、農家の皆様の御意見、地域の実情を施策に最大限反映させ、また、関係情報をいち早くお伝えすることが必要と考えています。

今回設置しました農政協力員は、地域農業に関する情報収集、農林行政の諸事業の調査、農林行政に関する啓発活動等を業務とし、京都市内の各地域から135名の方が委嘱されました。

地域と市内3箇所にある農業指導所とを継ぐパイプ役としての活躍が期待されています。農政協力員の活動に対し、農家の皆さんの御理解と御協力をお願いします。

水稻共済損害評価

本市の農業共済事業は、5月末日をもって京都農業共済組合に引継がれましたが、京都市域については「京都市地区損害評価会」を設置し、これまでと変わらない人数の評価会委員により、公平・公正に損害評価高が検討されることになっています。

また、損害評価は地域の役員さんの協力を得ながら従来どおりの方法で行いますので、風水害等の気象上の災害や獣害、病虫害などで3割を超える被害が発生しましたら、刈り取る前に地域の損害評価員に御連絡ください。

その際、被害を申告された田には立て札（損害野帳）を立てていただき、調査が円滑にできるよう御協力

ください。（60株程度を刈り取る実測調査をさせていただく場合がありますので御了承ください。）
なお、損害に対する共済金は年内に支払われる予定です。



3割を超える被害は、刈り取る前に申告してください。